

仕 様 書

件名 仙台市水道局湯元送水ポンプ場外8施設電力需給

仙台市水道局給水部南配水課

1 概要

① 対象施設および、需要場所

ア 湯元送水ポンプ場	仙台市太白区秋保町湯元字釜土南 1 3 - 6
イ 鈎取山送水ポンプ場	仙台市太白区鈎取字御堂平 4 2 地内
ウ 鈎取山配水所	仙台市太白区富沢字金剛沢地内
エ 茂庭第一配水所	仙台市太白区茂庭台 3 丁目 3 1 - 4
オ 錦ヶ丘配水所	仙台市青葉区錦ヶ丘 9 丁目 2 9 - 5
カ 富田送水ポンプ場	仙台市太白区富田字京ノ南 5 0
キ 道半送水ポンプ場	仙台市青葉区上愛子字白沢 8
ク 北山配水所	仙台市太白区秋保町馬場字北山 8
ケ 馬場中継送水ポンプ場	仙台市太白区秋保町馬場字新川道 1 2 - 3

② 業種および、用途

官公署（水道施設）

③ 契約期間

令和 5 年 1 0 月 1 日 0 時から令和 8 年 9 月 3 0 日 2 4 時まで（3 6 ケ月間）。

本契約は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）2 3 4 条の 3 の規定による長期継続契約である。この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算に減額または、削除が有った場合、この契約を変更し、または、解除することが出来るものとする。

2 仕様

① 電力供給条件

ア 供給電気方式	交流 3 相 3 線式
イ 供給電圧	6, 6 0 0 V
ウ 計量電圧	6, 6 0 0 V
エ 標準周波数	5 0 H z
オ 受電方式	1 回線受電
カ 設備容量	別紙「各施設仕様」のとおり。
キ 常用自家発電設備	別紙「各施設仕様」のとおり。
ク 非常用自家発電設備	別紙「各施設仕様」のとおり。

② 契約電力および、購入予定電力

ア 契約電力

契約電力とは、契約上使用出来る電気の最大電力をいい、計量器により計測し、算定される値が原則としてこれを超えないものとする。

ただし、各月の契約電力は、その月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

イ 予定使用電力量

月別の予定使用電力量は、項4②による。

契約期間中における予定使用電力量を契約期間使用量とし、契約期間の実績使用量が契約期間使用量に達しない場合でも料金の追加請求は行わない。

ウ 力率

契約期間中の力率は、別紙「各施設の力率（予定）」のとおりとする。

③ 電力量の検針

ア 自動検針装置

別紙「各施設仕様」のとおり。

イ 電力会社の検針方法

計量器との通信による把握または、検針員による検針。

ウ 計量器

一般送配電事業者が設置した電力量計。

④ 需給地点

需要場所における、電力会社と当局電気設備との接続点とする。

⑤ 保安責任分界点

需要場所における構内引込第1柱に設けた区分開閉器の電源側接続点とする。

⑥ 財産分界点

保安責任分界点に同じである。

⑦ 計量場所

需要場所における構内引込第1柱とする。

3 その他

① 計量器の設置費用および、その稼働に係る電気料金

計量器の設置、入替および、その他付帯装置の設置等に伴う費用は、既存設備の改修も含めすべて受注者の負担とする。また、計量器の稼働に伴う電気料金についても受注者の負担とする。

② 計量器の設置等に要する保安員の立会いと費用

前項の計量器の設置等に際して、受注者は、局が別途発注する自家用電気工作物保安管理業務委託の受託者（一般財団法人東北電気保安協会宮城事業本部）の立会いを求め、作業を他の者に請け負わせる場合には、責任の所在を明らかにしたうえで、計画および、施工が保安上支障の無いことの確認を受けること。また、それらに伴う費用は受注者の負担とする。

③ 余裕を持った電力供給体制の確保

受注者は、発電設備等に故障や障害が生じた場合においても対象施設に対する電力供給に支障の無いよう余裕を持った電力の供給体制を確保すること。なお、これ

に伴う費用は、本契約に含むものとする。

④ 仕様書に定めのない事項

力率の変動，その他の要因による電気料金の調整，契約書および，仕様書に定めのないその他の供給条件については，発注者と受注者の協議により定める。

4 契約電力，実績使用電力量および，予定使用電力量

① 契約電力（予定）

別紙「契約電力（予定）」のとおり。

② 実績使用電力量および，予定使用電力量

別紙「実績使用電力量および予定使用電力量」とおり

※ 実績使用電力量は，令和4年1月から12月の計量値による。

以 上